

(別紙様式4)

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案 件 名 : 少子高齢社会福祉ビジョン～新たな「豊かさ」の創造～(案)
意見募集期間 : 平成23年12月22日～平成24年1月11日
意見等の提出件数 : 13件(5人)

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
【概要版】			
(P.2) 社会像 「高齢者」 (将来像を実現するための基本戦略)	3点目、「医療・介護の連携体制の整備」の中で、「訪問介護を始めとする多様な複合型サービス事業所の整備」とあるが、平成24年度から新しく設けられる“複合型サービス”は、小規模多機能型居宅介護と訪問看護が組み合わされたものである。	1	【反映しました】 ・ご指摘のとおり、新しく設けられるのは、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせた複合型サービスであり、今はこれに加えて、看護と介護サービスの一体的な提供により医療ニーズの高い要介護者への支援の充実が必要となります。 ・このため、基本戦略 において、「訪問介護を始めとする多様な複合型サービス事業所の整備」の記載は、「訪問看護を始めとする多様な複合型サービス事業所の整備」と改めました。
(P.4) 基本戦略 「高齢者」	「24時間対応型訪問看護、訪問介護事業所の整備」とあるが、平成24年度から新しく設けられるのは“24時間定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所”なので、正確に表現すべきである。	1	【反映しました】 ・ご指摘のとおりであり、基本戦略 において、「24時間対応型訪問看護、訪問介護事業所の整備」の記載を「24時間定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に改めました。
(P.4) 基本戦略 「高齢者」	「起床介助時の褥瘡処置等の一部行為を含む療養上のケアが」とあるが、“一部行為”がどこまでを示しているのかわからない。前段に“たんの吸引や経管栄養”と記載があるので、『一部医療行為』ではないかと思うが、今の文章ではどこまででも介護職員にさせるように読める。	1	【反映しました】 ・基本戦略 において、「起床介助時の褥瘡処置等の一部行為を含む療養上のケア」の記載を「起床介助時の褥瘡処置等の一部医療行為を含む療養上のケア」に改めました。

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
(P.2・P.4) 社会像 「高齢者」 基本戦略	「要援護高齢者への見守りなど地域で 支え合い」と「高齢者にやさしく、安 心・快適に暮らす」について、主語が 誰で、どうしようとしているのか、わ かりづらい。	1	【反映しました】 ・基本戦略 において、「要援護高齢者への 見守りなど地域で支え合い」の記載を「要援 護高齢者への見守りなど地域で支え合う社会 を実現」に改めました。 ・基本戦略 において、「高齢者にやさしく、 安心・快適に暮らす」の記載を「高齢者にや さしく、安心・快適に暮らせる社会を実現」 に改めました。
(P.10) 社会像 「地域 社会」 (2040年の 将来の姿)	都市部：都市の限界集落ともいえる地 域コミュニティ希薄化の進展が懸念さ れる。 県人口が減少するなかで、都市部の人口 はさほど減らない。したがって、都市部 で増える高齢者の無縁社会化を防止す るために、都市部の高齢者対策を講じる 必要がある。 しかし、これに対処する地域団体の現 状は弱体化しつつある。その一方で NPO 等のテーマ型組織は元気である。 したがって、テーマ型組織をカンフル 剤として活かすために、行政、社協等 に地域団体とテーマ型組織の橋渡し役 を一層務めてもらいたい。特に、集合 住宅等における老人クラブ等地域団体 活動に対する行政による支援策を期待 する。	1	【本文の趣旨と一致】 ・少子高齢社会福祉ビジョンは、住民、地域社 会、福祉関係者、企業、行政などが、それぞれ 主体性を持ち協働して取り組む行動指針とし て、2020年を目指した将来像の方向性とその将 来像を実現するための基本戦略を描いていま す。 ・具体的な実施主体や実施方法等については、 このビジョンで整理したさまざまな課題や重視 すべき視点に沿って各分野の実施計画等で示 し、より具体的な施策を推進していきます。
(P.10) 社会像 「地域 社会」 (2040年の 将来の姿)	中山間地域：限界集落化が進む中で高 齢者の生活を支え活動をつなぐ足が不 十分である。 市町合併で老人クラブ役員の活動範囲 が広がったが、足の確保がネックになり 活動に支障を来している。神戸、阪神等 以外の地域の人口が4割程度減少する と見込まれる中で、公共交通機関の統廃 合が一層進むことにより地域団体活動 の停滞が懸念される。コミュニティバ ス、デマンドバス等の交通システムの整 備を期待する。	1	【既に盛り込み済み】 ・基本戦略 「高齢者」の中で、高齢者の活 動を支える社会基盤の充実として、「高齢者 の円滑な社会参加を可能にするため、高齢者 の活動ニーズを踏まえた施設や、コミュニ ティバス、デマンドバス等の交通システム の整備」を記載しています。

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
【本 編】			
(P.139~) 第5章 基本戦略	老人クラブ連合会では、地域コミュニティの再生に向けて、自助、公助を補完する共助組織の地域団体の一員として一層の取組を進める必要があると認識している。基本戦略への行政の関わり、側面的な支援の明示を期待する。	1	【本文の趣旨と一致】 ・ 少子高齢社会福祉ビジョンは、住民、地域社会、福祉関係者、企業、行政などが、それぞれ主体性を持ち協働して取り組む行動指針として、2020年を目指した将来像の方向性とその将来像を実現するための基本戦略を描いています。 ・ 行政の関わりや側面的な支援については、このビジョンで整理したさまざまな課題や重視すべき視点に沿って各分野の実施計画等で示し、より具体的な施策を推進していきます。
(P.140 ~P.141) 第5章 基本戦略 第1節	地域の絆を強めるための課題に対処するため、「2020年をめざした将来像の方向性」を示して、その実現のため基本戦略が盛り込まれているが、老人クラブ連合会の活動に係る戦略として不十分ではないか。下記の事項について、誰がどのように実施することによって実現するのかを具体的に示せないか。少なくともその考え方は明らかにしてほしい。 (P.140)「高齢者が多様な現場で活躍する社会の実現」中「高齢者の知識や経験を地域ボランティア活動などに結びつけるマッチングシステムの確立」 (P.141)「高齢者と地域の人々が集い、交流する場の整備」中「介護施設内への地域住民交流スペースの設置等」 (P.141)「高齢者の活動を支える社会基盤の充実」中「コミュニティバス、デマンドバス等の交通システムの整備」「中山間地域などに住む高齢者等に対する、食料品や日用品などの宅配サービスの充実」	1	【本文の趣旨と一致】 ・ 少子高齢社会福祉ビジョンは、住民、地域社会、福祉関係者、企業、行政などが、それぞれ主体性を持ち協働して取り組む行動指針として、2020年を目指した将来像の方向性とその将来像を実現するための基本戦略を描いています。 ・ 具体的な実施主体や実施方法等については、このビジョンで整理したさまざまな課題や重視すべき視点に沿って各分野の実施計画等で示し、より具体的な施策を推進していきます。
(P.140) 第5章 基本戦略 第1節 1-3	元気な高齢者とはいえ、農業を生業とすることは難しいと考えられ、高齢者福祉としては、「生きがい」としての農業に重点化するべきではないか。 また、農業ができるほどの元気な高齢者を対象とするのであれば、農業に限定せず、漁業や林業も対象の産業とすべきではないか。	1	【反映しました】 ・ 基本戦略において、「生きがいとしての農業や、生業としての農業を希望する人に対して、農業に取り組むための知識や技術の習得や遊休農地の活用を支援する仕組みの整備」の記載を「生きがいや生業として農業等を希望する人に対して、農業等に取り組むための知識や技術の習得や遊休農地の活用等を支援する仕組みの整備」に修正しました。

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
(P.141) 第5章 基本戦略 第1節 1 - 4	「高齢者が地域とつながりを持ちやすくするため、若いときから継続して地域活動に参加する機会を確保し、生涯地域で活躍できるような仕組みの構築」の記載において、「生涯、地域で活躍できる」と文言を修正した方がよい。	1	【反映しました】 ・ご意見のとおり、基本戦略 において、「高齢者が地域とつながりを持ちやすくするため、若いときから継続して地域活動に参加する機会を確保し、生涯、地域で活躍できるような仕組みの構築」に修正しました。
(P.141) 第5章 基本戦略 第2節 2 - 1	「自治会、老人会など地域団体を中心として」の記載は、「自治会、老人クラブなど地域団体を中心として」と修正すべき。老人福祉法で老人会の名称が老人クラブに変わっているため。	1	【反映しました】 ・基本戦略 において、「自治会、老人クラブなど地域団体を中心として、地域のつながりや連帯感を醸成し、支援が必要な高齢者を地域ぐるみの見守り体制で支え、平常時、災害時とも安全安心を確保する暮らしの実現」に修正しました。
(P.142) 第5章 基本戦略 第2節 2 - 3	認知症疾患医療センターは、県下に数か所しかない。補完する医療機関は、高齢者が受診しやすい地域の医療機関を指定されるのか。	1	【反映しました】 ・基本戦略 において、「認知症の早期発見、早期治療を図るため、認知症疾患医療センターを補完するものとして、簡易な診断と治療が行える精神科病院などの医療機関の指定」に修正しました。
(P.151) 第5章 基本戦略 第1節 1 - 2	「待機児童」とは、保護者が就業のために保育所等への入所を希望しても入所できない乳幼児のことであると思うが、「待機児童の解消」と、小児医療システムが整備されることによる「安心」とは次元が違うものではないか。 「安心」のコンセプトで統一するのであれば、むしろ子育て時の相談体制の整備など「1 - 1」の項目とセットにすべきではないか。	1	【本文の趣旨と一致】 ・「子ども・若者・子育て世代」では、子どもの誕生から成長、自立、結婚など、ライフステージ毎に県が取り組む支援内容を記載しました。 ・1 - 1では、主に妊娠・出産期での支援を、1 - 2では、乳幼児期での支援を取り上げており、待機児童解消と小児医療体制の構築は特に乳幼児期に関連が深いものとして整理したところです。 ・「安心」は県の少子対策全体に通じるコンセプトであり、各ライフステージにおいて、その実現に向けた支援を進めていますので、ご理解のほどお願いいたします。